

子ども入院医療費助成制度について お知らせします。

子どもに対する医療機会の確保と、子育て家庭における経済的負担を軽減するため、医療費助成を行っています。

助成の対象になる人

- 市内に在住し、各種健康保険に加入している、児童・生徒を養育する保護者
- ※「児童・生徒」とは、7歳になった日の属する年度の初日から15歳になった日以降、最初の3月31日までの間にいる子ども（小学生・中学生）
- ※母子・父子家庭医療費の助成を受けている人は、入院時の2000円の自己負担額分を、子ども入院医療費で助成し無料になります。

助成を受けられない人

- 他市町村助成制度の対象者や心身障害者医療費の助成を受けている人
- 生活保護を受けている世帯
- 助成を受けようとする児童

児童・生徒の保護者の所得が一定額以上であるとき【表1】

【表1】所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	3,401,000円
1人	3,781,000円
2人	4,161,000円
3人	4,541,000円
4人	4,921,000円
5人	5,301,000円



助成の範囲

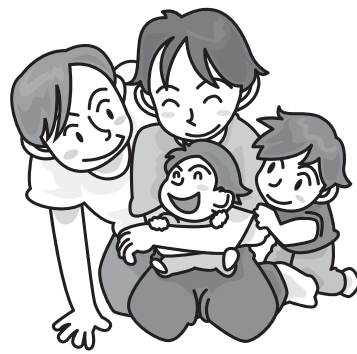
- 対象となる児童・生徒が平成21年7月1日以降に入院した際の自己負担額（保険適用分）が助成されます。（入院時の食事療養費や容器代、診断書代、病衣代、差額室料などの保険診療以外のものは、助成の対象とはなりません。）
- 高額療養費、付加給付金、学校スポーツ保険の給付がある場合は、その額を差し引いて助成します。

助成の方法

- 自己負担額を医療機関窓口で支払い、最寄りの総合支所市民福祉課に備え付けてある助成申請書を提出した後、市から払い戻しされます。
- ※入院に係る医療費を支払った日から2年以内に申請してください。期間を超えた場合は助成の対象になりません。
- ※母子・父子家庭医療費を受給している人は「母子・父子家庭医療費助成申請書」と「子ども入院医療費助成申請書」を両方の提出が必要です。

申請の方法

- 次の書類を持参の上、最寄りの総合支所市民福祉課窓口で申請の手続きを行ってください。
- ①対象となる児童・生徒の健康保険証
- ②国民健康保険および全国健康保険協会（協会けんぽ）以外事業所からの「付加給付に関する証明」が必要になります。
- ③預金通帳（保護者名義のもの）
- ④印鑑



- ④医療機関の領収証または助成申請書への証明
- ⑤申請日のある年の1月1日現在、他の市町村に住所を有していたときは、当該市町村長の発行する課税証明書の添付が必要となります。
- 平成21年7月～9月の入院
⇒20年度課税証明書
- 21年10月～22年9月の入院
⇒21年度課税証明書
- 22年10月～の入院
⇒22年度課税証明書

【問い合わせ】
市民生活部国保年金課
年金医療係
☎0220（58）2166

登米市議会基本条例策定委員を募集します

市民がわかりやすく参加しやすい、市民に開かれた議会運営の基本的な事項を定める登米市議会基本条例の素案の作成および提言を行う、策定委員を募集します。

- 【募集人員】 2人以内
- 【応募資格】 市内に住所を有し、現在も居住している満20歳以上の人
- 【任期】 委嘱の日から議長に条例素案を提言する日まで
- 【応募方法】 議会事務局に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、郵送または持参してください。
※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。
- 【応募期限】 11月1日（月）※当日消印有効
- 【注意点】 委員会の会議は公開で行います。会議の内容や委員の氏名も公開されます。
- 【選考】 選考結果は、応募者全員に後日通知します。
- 【申し込み・問い合わせ】 議会事務局
〒987-0511 登米市迫町佐沼中江二丁目6番地1
☎0220（22）1913

利用しやすくなりました

多重債務者救済のため とめ安心サポートローン

平成21年12月1日からスタートした「とめ安心サポートローン」は、多重債務の整理が必要な人に、提携する金融機関が資金を融資し、多重債務を整理する事を目的としています。

今まで対象としていた債務の整理資金のほか、10月1日からは生活再建資金までに貸し付け対象を拡大し、より利用しやすい制度に改正しています。

また、これまでは提携金融機関で融資の相談を受ける際には、あらかじめ市が実施する「多重債務者無料法律相談」を受けている事が条件でしたが、制度改正後は市の産業経済部商工観光課消費生活相談窓口にご相談している人も対象とし、融資の相談機会を多く持てるようにしています。
※ただし、貸付には金融機関の審査があります。

【問い合わせ】 産業経済部商工観光課
（消費生活相談窓口）
☎0220（34）2308



里山再生事業、地域材需要拡大支援事業について

①登米市里山再生事業

森林整備を促進し、林地の保全、水源の涵養（かんよう）、地球温暖化防止、自然環境の保全など森林機能の増進を目指し、森林所有者および森林組合などが行う広葉樹の植栽および天然更新作業に対し補助します。

【対象者および条件】 森林所有者および森林組合

【対象経費および補助率】

事業の種類	対象経費	補助率
造林事業	私有林の広葉樹造林に要する経費	2万円以内/10a
天然更新事業	私有林の広葉樹林天然更新（下刈、萌芽更新、間伐など）に要する経費	2万円以内/10a

【申込方法】 各総合支所地域生活課または産業経済部農林政策課（市役所中田庁舎2階）に備え付けの申込用紙に記入し、添付書類を確認の上、申し込みください。

②地域材需要拡大支援事業

市内産木材の需要を拡大するため、市内産材を使用した住宅の新築および増築に対し、延床面積に応じて建築費用の一部を補助します。

【対象者および条件】

- ①市内に居住用の住宅を新築・増築する市民
- ②市税の滞納が無いこと
- ③条件については以下のとおり

(1)住宅の種類

自ら居住用とするための、木造在来工法による一戸建て住宅。
店舗などの併用住宅にあつては、居住面積が1/2以上を占めること。

(2)使用部材

市内産材を主要構造部材（梁、柱など）に50%以上使用する住宅。

(3)施工業者

市内に本社を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業および大工工事業の許可を受けている事業者が施工する住宅。

(4)施工期間

年度内に主要構造部材の施工が完了し、市産材の使用量ならびに現地の確認が可能な住宅。

【補助金額】

延床面積	40㎡未満	40～80㎡未満	80～120㎡未満
補助金額	100,000円	200,000円	300,000円
延床面積	120～150㎡未満	150㎡以上	
補助金額	400,000円	500,000円	

【申込方法】 産業経済部農林政策課林業振興係（市役所中田庁舎2階）に備え付けの申込用紙に記入し、添付書類を確認の上、申し込みください。

①、②共通事項

【申込期限】

平成23年2月28日（月）
※申請額が予算の総額を超えた場合は、申請を締め切りしますのでご了承ください。

【問い合わせ】

産業経済部農林政策課
林業振興係
☎0220（34）2716



▲5月22日に行われた「みやぎバットの森植樹祭」の様子